

令和2年4月24日

市政記者各位

経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課  
(福岡市中小企業サポートセンター)

「福岡市経営安定化特別資金(セーフティネット保証4号等)」

## 融資認定申請の受付を一部金融機関に拡大します。 (協力金融機関による代理申請)

福岡市経営安定化特別資金(セーフティネット保証4号等)の申請手続きは福岡市中小企業サポートセンターのみに限定していましたが、申請受付を拡大し、一部金融機関による代理申請を受付けます。

協力金融機関として登録した金融機関の本店又は支店にご相談いただき、認定に必要な書類の説明、受け取り、確認及び福岡市への代理申請を協力金融機関が行います。

福岡市による認定後、協力金融機関へ認定書をお渡しします。

代理申請のご相談等、詳しくは各協力金融機関にお問い合わせください。

現時点でご協力いただける金融機関と対象とする認定手続きは以下のとおり。

- 協力金融機関
  - ・福岡銀行
  - ・西日本シティ銀行
- 対象とする福岡市経営安定化特別資金認定手続き
  - ・セーフティネット保証4号
  - ・危機関連保証

なお、セーフティネット保証5号及び、セーフティネット保証4号・危機関連保証の運用緩和(創業1年1か月未満、店舗拡大等)の認定手続きにつきましては、引き続き、当サポートセンター融資窓口で申請を受け付けます。

商工会議所ビル4階に会場を設けておりますので、こちらへご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局

総務・中小企業部経営支援課 山下, 林田

電話 441-0051, 441-1232